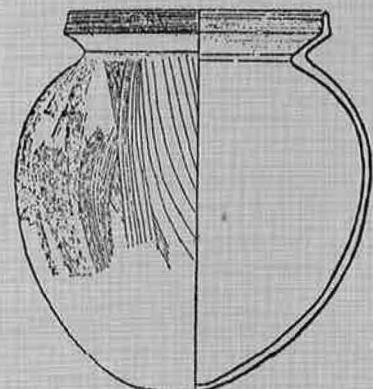


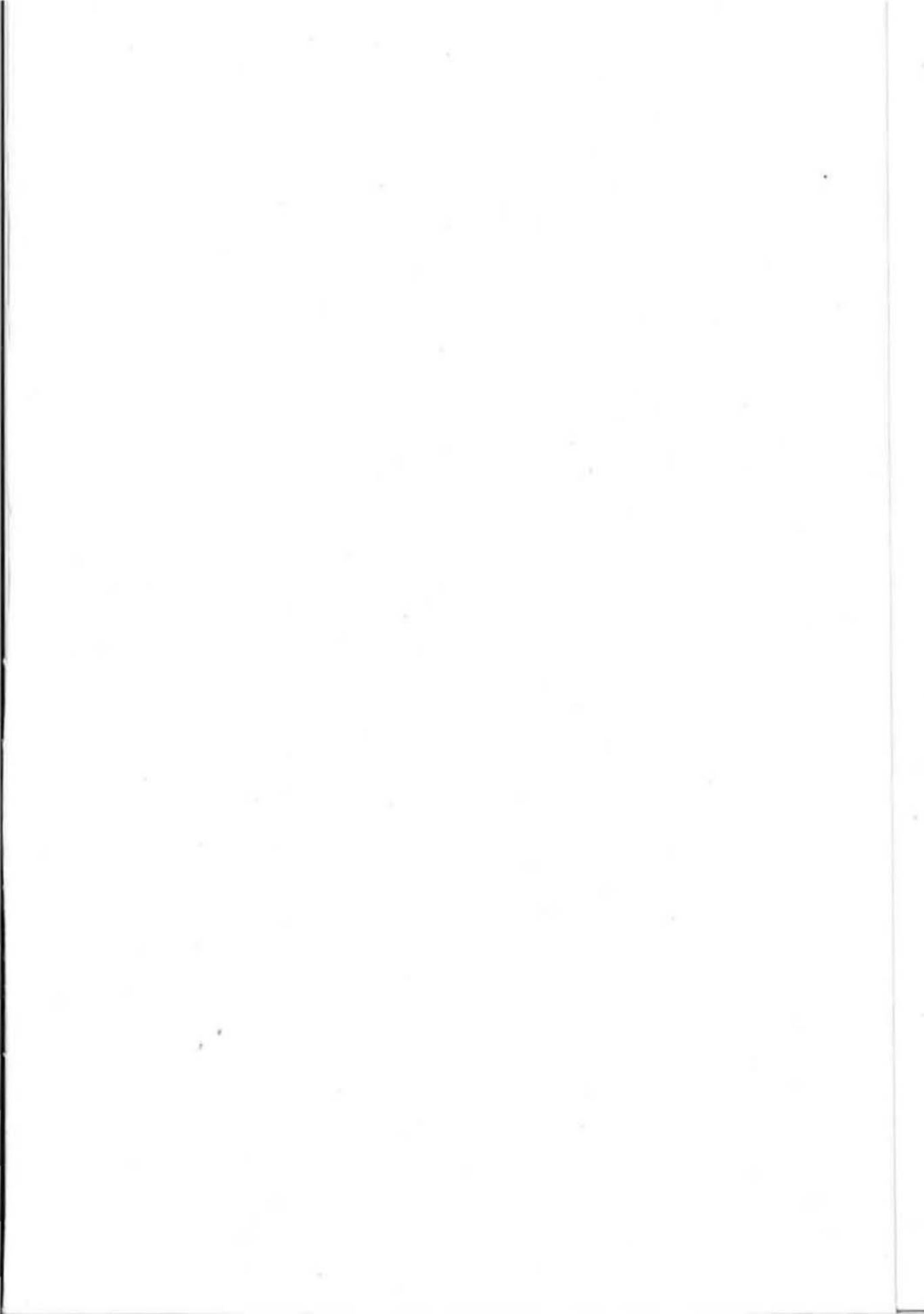
中央南幹線  
下水管渠築造  
に伴う  
遺跡調査概報



# 西岩田遺跡

1971.6

中央南幹線内西岩田瓜生堂遺跡調査会



## は し が き

中央南幹線内西岩田瓜生堂遺跡調査会

理事長 益 倉 十辰次郎

みくりや  
東大阪市御厨の東部から西岩田にかけての平坦地に古代遺跡の所在することは、過去における遺物の出土によって注意され、市域における周知の遺跡の一つに数えられていました。

今回、大阪府によって着工されることになった寝屋川南部流域下水道中央南幹線下水管渠築造事業は、大阪中央環状線の中央分離帯の東端を南北に縦貫し、西岩田遺跡の範囲内を通過することになり、さきに中央南幹線内遺跡調査会を組織し、大阪府よりの委託事業として、本遺跡の範囲を確認するための試掘調査を実施しました。その結果、第4工区内、南北約180mにわたって遺跡の存在していることがわかり、調査会では工事の一時中止と全面にわたる発掘調査の必要を要望しました。さらにこの調査と瓜生堂遺跡の発掘調査に備えて、中央南幹線内西岩田瓜生堂遺跡調査会を編成し、再び大阪府の委託事業として、前後2回にわたる発掘調査を実施いたしました。

調査は延100日間に及びましたが、車がはげしく行き来する中央環状線の中で、砂塵と排気ガスに悩まされ、しかも工事現場という悪条件の中で、調査に従事していただいた調査員をはじめ、調査補助員・作業員のご苦労は並大抵ではなかったことと推察いたします。

このたび、遺物の整理をほぼ終了し、資料も一応まとまりを見ましたので調査概報を発刊することにいたしました。本調査の進行・運営に当たっていただいた調査会の関係者ならびに大阪府教育委員会文化財保護課、大阪府下水道関係の各位に深甚の感謝を捧げる次第です。

## 例　　言

1. この冊子は、中央南幹線内西岩田瓜生堂遺跡調査会が、大阪府南部広域下水道建設事務所の委託を受けて実施した“中央南幹線下水管渠築造に伴う西岩田遺跡発掘調査”の概報である。
2. この調査は、中央南幹線下水管渠築造予定路線上、東大阪市西岩田2丁目に所在する西岩田遺跡について、工事予定区域内の延長180mにわたり層位別に実施した発掘調査の記録である。
3. 調査は、昭和46年2月20日より3月31日までを第1次、および4月26日より6月26日までを第2次として延べ100日間にわたり、中央南幹線内西岩田瓜生堂遺跡調査会の事業として実施した。
4. 本調査概報の執筆および図版の作成には、主として調査員荻田昭次・北野保両名が当たり、本城節子、藤原和子がこれを補けた。また全体の監修は調査部長田代克巳、事務部長藤井直正両名が当たった。
5. 本調査中、グリッド8において検出した建築構造物の化学処置ならびにその保存方法については、奈良国立文化財研究所技官沢田正昭氏の指導助言を得た。



第1図 現場風景

## 西岩田遺跡 目次

はしがき	.....	理事長 益倉辰次郎
例　　言	.....	
I 調査の経過	.....	2
II 遺跡の位置	.....	4
III 調査の概要	.....	7
1. 調査方法	.....	7
2. G 6～G12の層位	.....	7
3. G13～G18の層位	.....	9
4. G16・G17の建築遺構	.....	11
5. G 7・G 8第9・10層の遺構	.....	12
6. 井戸遺構	.....	14
7. G 8・G 9第5層の遺構	.....	16
IV 出土遺物	.....	17
1. G 7・G 8第9・10層の遺物	.....	17
2. G 9・G10第7～10層の遺物	.....	19
3. G15～G17第5層の遺物	.....	20
4. G16～G19第3～4層の遺物	.....	21
5. 土器の考察	.....	21
V まとめ	.....	24

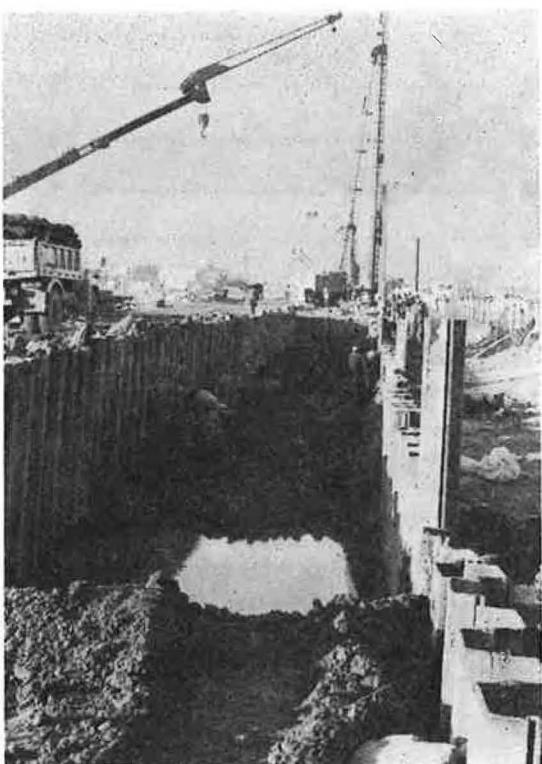
## I 調査の経過

西岩田遺跡の所在する東大阪市西岩田2丁目付近から意岐部中学校敷地にかけて、土師器・須恵器の破片が散布していることは、故規矩一太郎・米島松治両氏によって早くから注意されていた。

昭和39年、この付近一帯を南北に縦貫し、大阪国際空港から堺臨海工業地帯に通ずる大阪中央環状線の敷設工事が着手され、これに伴う工業用水道管の埋設工事が、大規模な機械力を駆使して開始された。

この付近一帯における建設土木工事は、それまでは比較的小規模な工事に留まり、遺物の出土を見なかったが、南北に深さ3mを掘削するという大規模な工事では、作業が進むにしたがって当然遺物の出土することが予想された。

昭和40年2月、この工事現場を訪れた荻田昭次は、積み上げられた堆土の中から、弥生時代中期の土器、古墳時代の土師器・須恵器等の破片を採集し、付近一帯に弥生時代から古墳時代にかけての遺跡が存在することを明らかにしたが、工事中の掘りかえされた土層中での発見であり、工事の進捗状態との関連などから組織的な発掘調査は行なうことができず、遺物を包含している土層の層位関係や、遺構の有無、遺跡の規模等は不明であった。



第2図 第4工区の工事状況

しかるに昭和45年12月より東大阪一帯における浸水の解消と汚水処理を目的として、大阪府土木部によって寝屋川南部流域下水道計画事業中央南幹線下水管渠築造工事が着工されることになった。この下水管渠は、中央環状線の中央にのこされている幅員60mの分離帯を利用し、その東端に幅5m、深さ6mの溝渠を掘削するもので、東大阪市域の下水を集める小阪ポンプ場（東大阪市若江西新町1丁目）から、現在工事の進められている川俣（東大阪市川俣）下水処理場に至る延長2500mの大下水幹線である。

この中央南幹線下水管渠築造予定線上には、周知の瓜生堂・西岩田・新家の三遺跡が存在しているほか、未知の遺跡の存在している可能性もあるため、瓜生堂遺跡の部分については工事の一時中止を要望し、近鉄線以北全長1500mについては工事に先立って試掘調査を実施することとした。

この試掘調査は、昭和46年2月4日より3月15日まで延40日間を費やし、大阪府の委託事業として「中央南幹線内遺跡調査会」によって行なわれ、その調査結果は『中央南幹線下水管渠築造に伴う遺跡の調査』として昭和46年4月に遺跡調査会より発刊されている。

この調査は下水管渠築造幅5m、近鉄奈良線以北、荒本西に至る全長1500mの第2～第7工区を対象に、ユンボ・パワーシャベル・ブルドーザーなど、大型土木機械を大量に投入して進められ、その際に作製された記録図面は、河内平野の形成過程を考える上において一つの新資料を提供している。

そして、かねてより存在の知られていた西岩田遺跡については、ユンボによる掘削が慎重に開始されたが、2月6日、第5・第4工区境界点の南方40mから第4工区・第3工区境界点の北方30mまでに多量の須恵器・土師器片を包含する土層が検出され、この間180mが西岩田遺跡の範囲に含まれることが判明し、全面発掘に備えて、大型ブルドーザーを使用し、180m間の盛土・表土等不要な部分の撤去が行なわれた。

その後、大阪府教育委員会文化財保護課と東大阪市教育委員会の両者が協議をかさね、西岩田遺跡、及び、引き続き実施する必要のある瓜生堂遺跡の発掘調査に備えて、改めて「中央南幹線内西岩田瓜生堂遺跡調査会」が組織され、調査業務を実施する体制が整えられる一方、工事の施工者である大阪府南部広域下水道建設事務所と種々の折衝が行なわれ、総額548万円の調査経費をもって発掘調査を実施することに決定された。この調査は、日本考古学協会会員荻田昭次を調査担当者とし、昭和46年2月20日より3月31日までを第一次調査、4月26日より6月26日までを第二次調査として、延100日間にわたって実施した。

現場における作業は、主として荻田昭次・北野保の両名が当たり、調査補助員として明治大学学生新田洋、京都産業大学学生岡本信夫、大阪大学学生藤田隆雄をはじめ、綿高一郎・誉田敏和・庄司郁夫の諸君の協力を得、作業員として、近畿大学・大阪商業大学等に所属する学生諸君が従事した。なお調査期間中、大阪府寝屋川南部広域下水道建設事務所、同小阪工区の関係各位には調査の重要性をよく認識され、多大な犠牲を払いながらも、調査がスムーズに進められるようにと一方ならぬ御配慮を得た。また、第4工区の工事を請負っている株式会社福川組（現在、福川建設株式会社）の山本幸宏現場主任には積極的な援助をうけた。その御厚意に対し、記して感謝の意を表したい。

## II 遺跡の位置

西岩田遺跡は、行政区画上、東大阪市西岩田2丁目に位置し、近畿日本鉄道奈良線八戸ノ里駅東北約700mの大阪中央環状線を中心とした付近一帯にひろがり、その範囲は西方200mに所在する東大阪市立意岐部中学校の敷地まで及んでいるものと思われる。

十数年前までは見わたす限りの水田地帯であったこの地域も、幅員120mという幹線道路が敷かれた今日、その景観は大きく変貌しようとしている。

遺跡の立地する付近一帯の地形は標高5～6mという低湿地であるが、南北に河内平野が展開し、遺跡の南方八尾市弓削付近から東大阪市若江にかけてのびている比較的低平な微高地が、稻葉付近で二分され、東に延びた微高地は水走・今米・加納に至り、旧大和川の支流の一つ吉田川に沿って自然堤防を形成し、早くから集落の発達をみている。またこれに対して西に延びた微高地は、旧大和川の本流であった玉串川に沿って荒本・稻田付近まで低台地状地形をつくり周辺に点在するすべての遺跡が、この微高地上に立地していることがわかる。

一般に「デルタ地帯」と呼ばれる河内平野は、古代において、この中央部を南東から北西に流れる旧大和川の沖積作用によって形成されたものであり、その膨大な土砂の移動・堆積と河川の氾濫のくり返しは瓜生堂遺跡を初めとする周辺の多くの発掘調査における土層の観察によって証明されている。

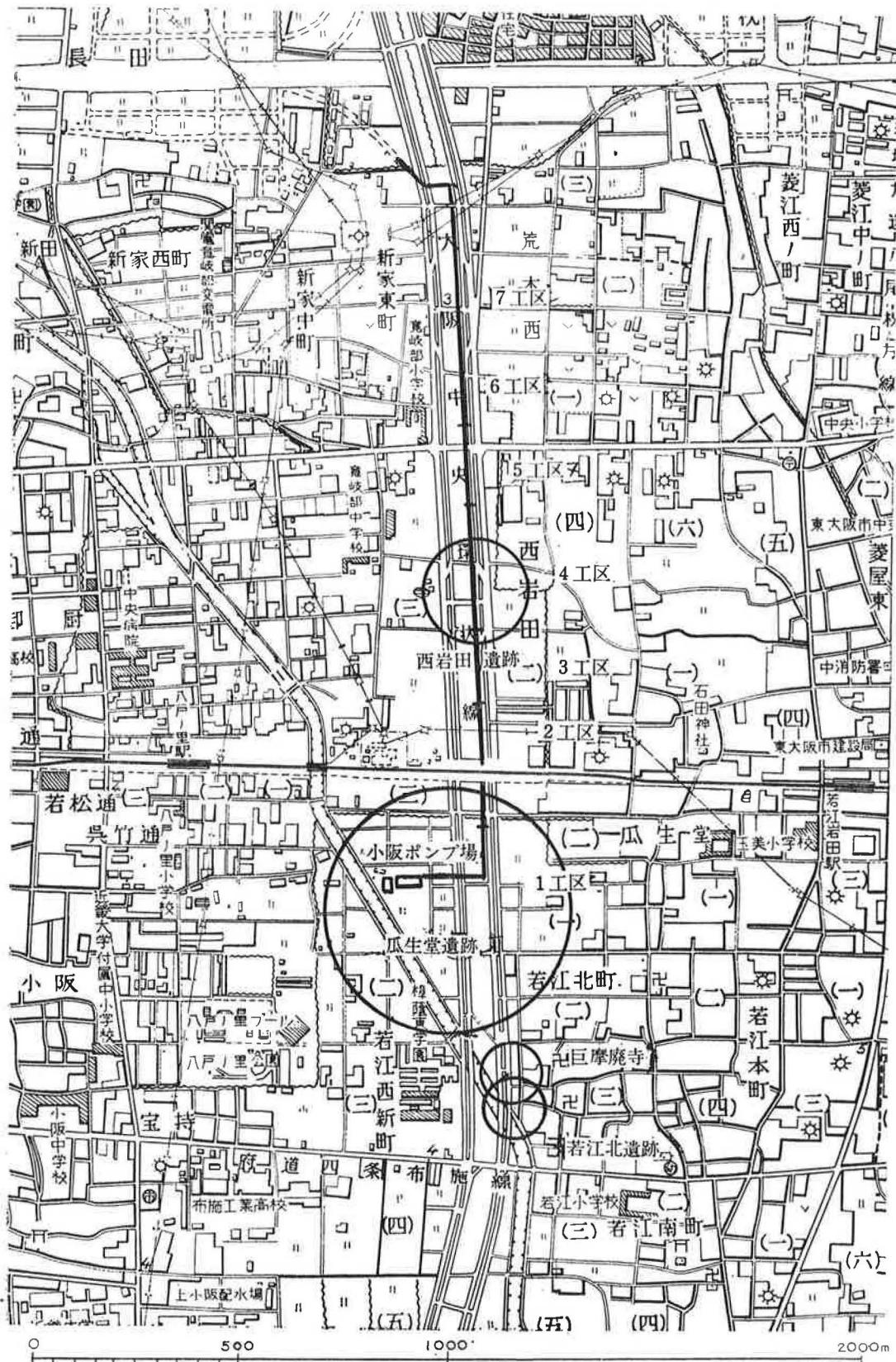
宝永元年(1704)旧大和川は今米村の中甚兵衛らによって大改修工事が行なわれ、柏原市国分から北西していた流れを西下させ、大阪湾に注ぐ現在の大和川に切替えられたが、遺跡の東方1.6kmには旧大和川の本流であった玉串川が流れ、西方にはその支流である楠

根川(現在の第二寝屋川)、長瀬川など数条の河川が今もなお、その姿を留めている。

そして、これらの河川の流域には弥生時代から古墳時代にかけての多くの遺跡の存在が知られているが、これらの流域を含む河内平野の低湿地帯には本遺跡の



第3図 西岩田遺跡の遠望



第4図 中央南幹線と西岩田遺跡の位置

南方 700m に所在する瓜生堂遺跡<sub>1)</sub>（東大阪市若江西新町）をはじめ、高井田遺跡<sub>2)</sub>（東大阪市高井田 6 丁目）・小若江遺跡<sub>3)</sub>（東大阪市小若江）・西諸福遺跡<sub>4)</sub>（大東市西諸福）・中垣内遺跡<sub>5)</sub>（大東市中垣内）・森小路遺跡（大阪市旭区）・瓜破遺跡（大阪市東住吉区）など畿内第 1 様式～第 4 様式の土器を出土する弥生時代前期～中期の各遺跡が立地している。また本遺跡の北方 300m には木製はしごの出土をみた新家遺跡（東大阪市新家）があり、遺構の有無やその性格などは不明であるが、友井東・弥刀・上小阪・若江北・西堤の各遺跡や近畿地方における土師器編年資料の標式名として「小若江式」の名をもつ小若江遺跡など弥生時代後期から古墳時代にかけての多くの遺物を出土する包蔵地が旧楠根川流域に分布している。

このように、瓜生堂遺跡・西岩田遺跡を初めとする周辺の各遺跡は、河内平野の変遷過程や当時の生活環境を解明する上において重要な資料を提供するものであり、これまでの調査結果と合わせて、今後各所に散在している遺物の調査と、各遺跡に対する範囲確認を含む組織的な発掘調査が急務といえるであろう。

- 1) 中央環状線と第二寝屋川にはさまれた地域一帯にひろがる大遺跡で、現在中央南幹線下水管渠築造に伴い、本調査会が発掘調査を実施している。この遺跡については、河内市教育委員会刊『瓜生堂遺跡』（昭和41年3月）および大阪府教育委員会刊『東大阪市瓜生堂遺跡』（昭和42年3月）を参照されたい。
- 2) 布施市教育委員会『布施市高井田遺跡』（昭和38年5月）
- 3) 近畿大学構内に存在する遺跡であるが、現在ではほとんど慘滅している。出土遺物については、坪井清足氏『岡山県笠岡市高島遺跡の研究』に実測図と考察が収録されている。
- 4) 大東市西諸福に所在するナショナル電気工場建設の際発見された遺跡であるが、資料は未発表である。
- 5) 大東市中垣内に建設された枚方変電所の工事に伴って発見され、大阪府教育委員会によって発掘調査が行なわれた。

### III 調査の概要

#### 1. 調査の方法

#### 2. G 6～G12の層位

調査は下水管渠築造幅 5mに限られた幅員であるが、試掘調査の結果により、南北は約 180m を対象として考え、第 3 工区・第 4 工区境界点より北方 37m の地点を調査基点とし、北へ 10m 単位に木杭を18ヵ所設定し、東西 5m・南北10mのグリッドをつくり、東壁及び北壁 50cm を土層観察と通路用に残し、各グリッドを単位とする調査を進めた。

調査対象区域内には道路や地下埋設物があるため、グリッドによつては調査不可能な地点や、降雨・湧水のため断面の崩壊したところもあり、若干調査の統一性を欠いた個所もある。各グリッドの呼称は、西岩田遺跡の頭文字 “NI” をとり、設定したグリッドの 1～18の数字とを合わせ、NI-G 1, NI-G 2……と呼ぶことにした。

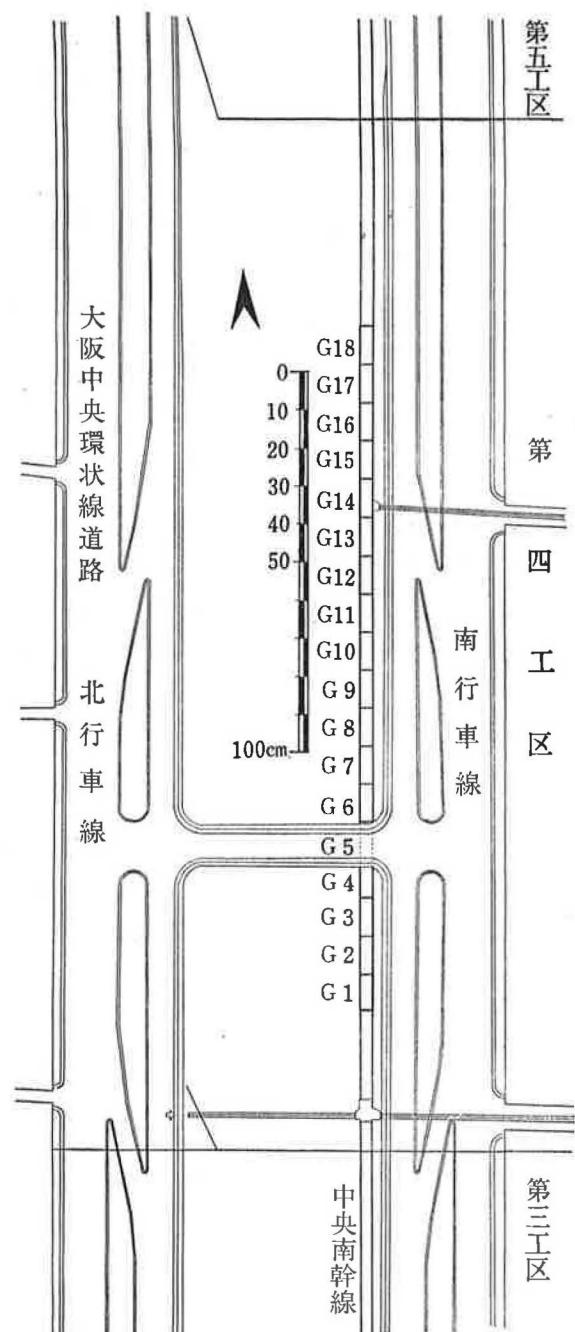
レベルはすべて「TP」（東京湾標準潮位）を使用した。

本遺跡の範囲は、今回の調査の結果、G 6 より G18まで南北約130mであるが、その中央部の G12 から G16 には地表下 1m より下層に 2～3m ぐらいの砂礫層がある。これは南西から東北に流れる幅 30m の川の河床であったと考えられる。この砂礫層内には古墳時代前期の、須恵器を伴わない磨滅のはげしい土師器片が包含する。この層の上面には奈良時代はじめごろの土師器の杯（図版23、図73）が包含していたから、この時期には埋まってしまったと考えられる。

この河床の遺構の北側—G16～G18と、南側—G 6～12の層位は若干異っているし、G 6～12の範囲においても、南から北へと漸移的に地層が異っている。G 6 から G12まで包含層の断面壁を残しておいたが、調査期間中の降雨と湧水で、その断面壁が崩れたため、記録に残すことができない個所があった。したがって、地表から最下層まで地層の状態を完全に記録することができた G 7～G 8 の地層について説明する。

当遺跡は大阪中央環状線敷地内にあるが、昭和39～40年のこの中央環状線の敷設当初に、もと水田であった本地点に若干の盛土（第1層）がほどこされた。この盛土の厚みは 15cm である。その下層に水田耕作をおこなっていた暗青灰茶褐色（第2層）の約 40cm の厚みをもつ耕土層がある。この層には、わずかの土師器片・須恵器片が包含している。

その下層に約 20cm の淡青灰茶褐色の粘土層（第3層）があり、歴史時代から古墳時代後期までの土師器・須恵器・瓦器が搅乱された状態で包含している。それらの遺物には細かく破碎し、磨滅したも



第5図 調査区域設定図

のが多い。この面においては、グリッド中央部に南北に直線に走る幅約90cm、深さ約10cmの掘溝が認められた。これは近世における農業耕作の溝であると考えられ、これ以外の遺構は何ら認めるることはできなかった。歴史時代以降の耕作により古墳時代後期から歴史時代までの遺構が全面的に破壊されたものと考えられる。

そして、その下層に灰茶褐色の層（第4層）と暗灰茶褐色の層（第5層）があり、第5層においてはG8よりG9にかけて焼土状に踏み固められた茶褐色の堆積がある。この両層においては、第5層を地山とし、溝・大小のピットをもつ遺構があり、5～6世紀ごろの土師器・須恵器が主として包含している。この第5層の下面において、後期の弥生式土器の小型鉢が出土した。

さらに、下層の焦茶混りの淡青灰色土層（第6層）、その下層の茶褐色粘土層（第7層）には遺物の包含はわずかであるが、土師器片・須恵器片が包含している。

そして、その下層には青灰色粘土層（第8層）がある。この層においては、自然木片・植物遺体がみとめられるほか、ほとんど遺物は包含していない。

この第8層の下面に、淡青灰色砂質粘土層（第9層）、及び、暗青灰色砂質粘土（第10層）がある。この両層には土師器が包含し、須恵器は包含していない。そして、数片の弥生第4様式後半の土器が混入している。また、第10層には黒色の灰、植物の層が2～3cm堆積している個所がG7からG8の範囲にみとめられ、G8北半においてこの堆積は薄くなっている。

この第10層の下面是青灰色砂質粘土層（第11層）になっており、その層の深さ50～60cm以上あると思われる。この層には自然木及び植物遺体がみとめられるほか、遺物は全く包含していない。

### 3. G13～G18の層位

G13～G18における層位状態は、試掘調査の段階において上層をブルドーザーによって撤去しているため、第2層暗青灰茶褐色土層より下層を記録に留めることができた。しかしG13・G14の各地点は降雨や湧水によって未記録の状態において断面が崩壊し、またG15には地下埋設物（水道管）があることと合わせて観察しえなかつたため、この地点における層位の記録はG16・G17・G18の3グリッドにすぎない。その層位状態は次の通りである。

暗青灰茶褐色土層は、若干の起伏をもつ粘質土であるが、TP2mラインをその上面に約20cmの厚みを持って全体的に堆積し、今

回の調査対象地点全域に認められている。この土層上面において、G15よりG18に至る南北に直進する長さ30m・幅1m、深さ約7~10cmの掘溝を認めたが、これらは水田耕作のおこなわれた土層と考えられ、少量の須恵器・土師器片を包含しているが、かなり搅乱された状態である。

淡青灰茶褐色土層は厚さ約4~10cmを有し、上層の暗青灰茶褐色土層に比較的似た粘質で、部分的に切断する個所があるが調査地域に全体的に堆積する層であり、この土層にも上層と同じく、須恵器・土師器等の破片を検出している。

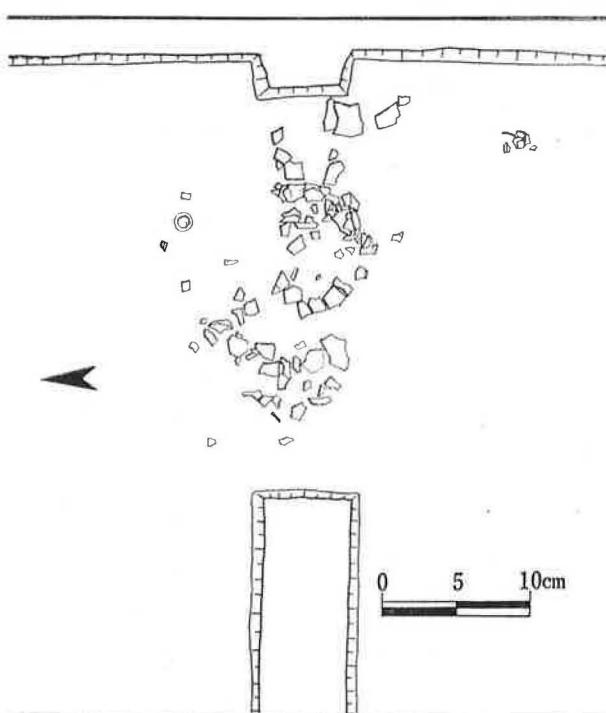
そして、灰茶褐色土層は上層淡青灰茶褐色土層と同じ程の厚みをもち、若干の起伏をもちながら、G17~G18グリッドにかけて堆積しており、この土層上面G16~G17の接点を中心に大型甕1個体分と坏を検出した。

暗茶褐色土層はG16、7.5m北の幅約30mを有する川の北端部より、G17中央部に至る6.5mに亘って、東壁断面でみるとかぎり約20cmの厚みをもって堆積している。しかしG17中央部からは下層の青灰褐色砂層と上下関係を異にしながら、G18グリッドまでわず

か5~6cmの厚みで激しい起伏をもって堆積している。この暗茶褐色土層は南方G8・9にかけてもその堆積がみとめられ、その土層状態は焼土状にかなり堅く、後述するその検出状態とほぼ同じ様相を呈している。そしてこの暗茶褐色土層上面をベースとする方形・円形の大小多くの掘り込みをもつ建築遺構を確認し、これに伴って比較的古い時期に属すると思われる多量の須恵器と土師器の出土をみた。

青灰褐色砂層は全体的にきめの細い砂層であり、遺物は全く包含していない。

以上が、G16~G18において記録された基本土層である。これらの土層間には部分的に堆積する土層もあり、G16においてその一部を確認した河川内には二層に分別される砂利層が存在しており、また、この河川を中心に南北の土層状態は異っており、



第6図 大形甕型出土状態 (G16~17)

複雑な地形変化が認められる。

#### 4. G16・G17の 建築遺構

G16北半部よりG17全体に亘って検出した建築遺構は、沈殿した鉄分が酸化して焼土状にかなり堅くなつて堆積している第5層、すなわち暗茶褐色土層の上面、ほぼ TP +1.6~1.7m を計るレベル上に位置しており、その建築構造物を構成すると考えられる柱穴やこれに伴う大小多くのピットを確認した。それらには一辺 85cm を計る方形の掘り込みを初め、梢円形・円形や、やや不整形な円形状態など、その形態を異にする比較的大きな掘り込みが10個認められるが、便宜上、これらに仮ナンバーを付け “No. 1” “No. 2” ……………と呼称することにしたい。

No. 1 は調査時にグリッド内部四周にめぐらした排水溝により、その東部を掘削しているが、一辺約 85cm を有するもので、その最深は北側掘肩部に接しては 25cm を計り本地点において検出した最大のものである。

No. 2 は No. 1 同様、一辺 62cm を有し、深さ 28cm を計る。その No. 2 の北に接して、口径約 35cm を計る No. 3 が存在しており、その深さは 15cm である。

No. 4 は口径約 45cm、最深 39cm を計る円形で、No. 5 は西側掘肩部から中心にかけて、7~8cm の深さをもつ極浅い落ち込みをもち、一辺約 36cm、深さ 55cm を計るやや不整形な方形であり、その平底部北西寄りに口径 10cm、深さ約 5cm の小穴を有する二段の落ち込みをもつものである。この No. 5 の南に接して検出した No. 6 は No. 5 と同じく西側掘肩部、深さ 7cm の浅い落ち込みがあり、一辺 50cm を計る不整形な方形状を示し、深さ 20cm の底部において、口径 17cm、最深 15cm を有する小穴をもつ、二段の落ち込みとなっており、No. 7 も東西 68cm 南北 58cm を計る梢円形でその形態は異なるが、深さ約 20cm の底部において、口径 15cm、深さ 10cm を計る小穴を有する二段の落ち込みとなっている。

この No. 7 の南 1.3m において No. 8 の存在を確認したが、一部を検出したのみであり、その掘肩部における数値は不明であるが、深さ 15cm を計る方形状であると思われる。

さらに、検出したピットの最南端部において最大口径 24cm、深さ 22cm を計る小穴をもち、口径約 59cm、深さ 10cm を有する梢円形の二段の落ち込み No. 9 を確認し、最北端部西壁に接して長さ 70cm、幅 45cm を計り、深さ 7cm と比較的浅い長方形状の No. 10

を検出した。またこれらの他、大小13ヵ所のピットを合わせて検出し、G16北端部No.9の二段の落ち込みに接して多くの須恵器の壊・高壊を初め、これと合わせて土師器2個体分が出土した。さらにG16中央部において第5層、暗茶褐色土層に掘肩をもち、その北端から南側にかけて大きな落ち込みとなる河川は前に記した様に、幅約30mを有し、南西から東北の方向に流れていたと考えられるが、その深さ2.5~3mを計る河床の青灰色砂層からは古墳時代前期に位置付けられる古式の土師器片が少量、木片などと合わせて出土している。しかしこの河川内に堆積する濃灰茶褐色砂利層においては、8世紀初頭に属すると思われる土師器の壊が比較的明確な形で出土しており、この土器の示す年代、すなわち、奈良時代初期にこの河川は埋没したものと考えられる。

以上のように、本地点においては建築物を構成する柱穴と考えられる多くの二段掘り込みや一段掘りのピットを検出し、初めて建築遺構の存在が考えられるに至った。しかし、今回は下水管渠築造工事に伴う調査であり、調査幅員が5mという極端に狭い面積に限定され、言い換えれば、予想される遺跡の東端部に一本のトレチを貫いた程のものであるため、柱穴の構成関係やこの建築の規模、あるいは、その合わせもつ立地・性格等、早急に断定を下すには不明確な点が多い。今後、細部にわたる資料の検討と、近い将来に予定されている、近畿自動車道敷設に伴う西方部の発掘調査に期待したい。

この建築遺構の年代はG16北端部において集中して出土した古式の須恵器の示す年代、すなわち、5世紀後半に位置づけられる。

## 5. G7・G8第9・ 10層の遺構

上述のごとく、層位は水田面下約1.5m、TP約1mの青灰色砂利層を地山とし、暗青灰色砂質粘土(第10層)と淡青灰色砂質粘土(第9層)が堆積している。

地山である青灰色砂質粘土の上面はG7とG8の接点が最もレベルが低く、この接点より北あるいは南へゆるやかな傾斜をもって上昇している。そして、接点を中心として、地山の上面に、黒色の灰と植物の堆積層が数メートル四方にわたって2~3cmの厚みで広がっている。そこには、土師器、加工痕のある木製品、削り木屑(3cm平方、厚さ0.5cmで手斧用工具で削ったと思われる屑が無数にある)、植物の葉や茎の遺体、ドングリ、トチなどの木の実類、桃の核、自然木が包含しており、一見住居跡を構成するのではないかと考えら

れたが、その灰、植物層を除去すると、地山の面には、住居跡の掘り形、ピットなどの遺構は全く存在しなった。

この灰、植物層の南側、G 7の中ほど東壁寄りに、土師器の大型壺・高壺・甕が散在し、G 7・G 8の接点の灰、植物層の上面—第9層に土師器甕が散在し、庄内式土器—甕(図版18—1)は完形であり、酒津式土器の甕(図版18—5)は半割され1mの距りをもっていた。また、これらの土師器と共に、加工痕のある大小の木製品が散在していた。

以上、第9・10層の遺物の包含状態は、前述の第5層下面に出土した弥生第4様式小型鉢の出土と合わせて考えると、庄内式の時期の遺跡はこの地点のごく近くにあり、第11層上に、流入と沈殿により堆積した遺構であると考えられ、弥生第4様式の遺跡は比較的遠くにあり、流れこんで上層に堆積したものと考えられる。このことは、数点の磨滅のはげしい弥生式土器片によって推しあわることができる。

## 建築構造物

G 8の北半に建築構造物が出土した。この地点はG 8とG 9の接点付近において、地山である第11層の上面が、急な斜面をもち、G 8北辺において西側に広がりをもつ深さ30cmの東西に走る溝状遺構上に、北高南低の状態で建築構造物が置かれており、その建築構造物は径5~7cm、長さ2.5mと2mの丸太と、厚さ3~4cm、幅10~15cm、長さ2.4mの板材がそれぞれ40cm、80cmの距離をもって南北の方向におかれている。そして径5~6cmで、現長1.9m(鋼矢板東壁の東側にのびるがその長さを知ることができない)と現長2mともう一本の丸太が東西におかれていた。すなわち、南北の丸太あるいは板材と東西の丸太材とはほぼ格子状に組まれた状態になっている。そして、その東西におかれている現長1.9mと現長2mの丸太は東壁において45cmの距離をもち、二本は西端(東壁から1.5m)



第7図 木片の出土状態 (G 8溝状遺構内)

において接していた。その両材の接した箇所は結合の為の加工は施されていなかった。緊縛の為の樹皮類は保存状態が悪かったが、存在していたかも知れない状態であった。

そして、このように丸太材あるいは板材を荒組したのち、径2～3cmの樹皮材を東西の方向に10～20cmの間隔に細かく組み、その上に1～3cmの厚みの草皮あるいは、樹皮類の葺材を東西の方向に二層に葺いてある。この二つの層の間隔は3～4cmである。

また、この葺材には、単に東西の方向に走る葺材だけでなく、南北に織り込む細かい樹枝または樹皮が部分的に認められるので編み組みがあったと考えられる。

なお、保存状態が悪いため丸太材と葺材の結合状態を知ることはできないが、丸太材上に丸いツル状の樹皮がおかれていたので、当然ツル状の樹皮によって緊縛されていたことが想定される。

この建築構造物の周辺には当然、建築構造物に伴う柱・杭のピットや豊穴の掘り形、またはその他の建築構造物が存在するものと考えられ、検出につとめたが検出することができなかった。すなわち、前述のごとく、比較的浅い溝状遺構上に据置かれた状態で出土した。

#### 建築構造物の考察

現長1.9mと現長2mの丸太材の支柱であると考えられ、住居内を遮蔽するための“住居の周囲の囲い”であると考えられる。しかし、丸太材の上・下でなく、上面にのみ、3～4cmの空間をおいて二層に葺材があることから、丸太材の荒組を下方にする建築構造部、すなわち住居の屋根であることも否めない。しかし、これ以上屋根の構築物であることを断定する条件を満たしていないので、屋根の構築物であることの断定は今後の知見にまちたいと思う。

この建築構造物の年代は、建築構造の下方または、周辺に出土した土器を検討すると、G7・8の接点の付近で出土した土器群を主体とするので、庄内式の時期、すなわち古墳時代前期に位置づけられる。

#### 6. 井 戸 遺 構

第7層の茶褐色粘土の下層の青灰色粘土層上面に井戸の木製枠が出土した。これは径55cm、深さ80cm、西壁を直線とする半円形に近い木製枠の井戸で、各部の寸法は次表の通りである。

1号と2号材の弯曲した板材2枚を井戸の東壁に並べ、円周の2分の1を比較的安定した状態に保ち、それに続いて3・4号材は円弧を描くが5・6号材は直線に置き、井戸の西壁を不安定な状態に

	厚さ	幅	長さ
1号材	3.5cm	53~47 cm	復原 80cm
2号材	4.5cm	38~41 cm	80cm
3号材	1.0cm	11 cm	80cm
4号材	3.0cm	11.5 cm	80cm
5号材	3.5cm	19 cm	80cm
6号材	3.0cm	18 cm	80cm

井戸枠の寸法 (番号順一東北においていた板材より右廻り)

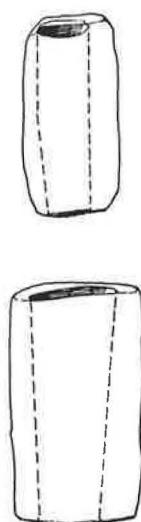
保っている。もっとも幅のせまい3, 4号材はさらに厚さ1.5cm, 幅6cmの板材2枚を内側と外側から挟んで添え木としており、これだけでは西側からの土圧に対し保持できないので2号材の左側端2箇所, 5号材の右側端1箇所, 6号材の右側端2箇所に長さ3cm, 幅1.5cmの枘穴を穿ち, 桜樹皮の帯の端を入れ, 楠穴と同寸に近い木片を嵌入している。また添え木にも桜樹皮の帯を横に巻きつける為の溝が加工されている。桜樹皮の帯は, 楠穴と添え木の巻きつけの部分に一部残っており, 井戸枠の板材間の樹皮帯は残っていないので, どのような力関係で板材相互を繋縛していたか不明である。

井戸枠の3枚の板材に結合の為の枘穴があるから, 井戸の構築の折, 始めから井戸枠の全円周を保つ板材が不足して, 幅のせまい板材を使用して構築したものと考えられる。

井戸枠の外壁から外方へ南と西へ走る幅30~40cm, 深さ20cmの溝が2本ある。その溝には砂利・小石と土師器を包含しており, 井戸を使用していたときの排水溝であると考えられる。南へ走る溝中に土錘1個と小型丸底の土師片が出土した。また, 井戸木枠内から土師器の甕と土錘1個が出土した。その井戸底を掘りこむと, 井戸木枠の下面で青灰色砂層(第11層)となり, 清水の湧出がみとめられた。

井戸の掘り形は, 井戸の上半は径1mの不整形であり, 下半は井戸の直径に近い掘り形になっている。

現存していた井戸枠の上面より10cm上部から井戸枠の木片がみとめられたから, 第7層の茶褐色粘土層の面から掘り込んだものであろう。第7層の茶褐色粘土層に包含している土器は, 後述のごとく古墳時代の古い時期から新しい時期のものまで搅乱された状態で



第8図 土錘(1/2)  
(井戸遺構出土)

存在していたが、掘り込んだ井戸周辺から、須恵器を伴わない小型丸底の土師器などが出土するから、この井戸の年代は布留式（小若江I式）の時期のものであろう。

## 7. G8・G9第5層の遺構

G8・G9の接点西壁寄りにおいて、焼土状の踏み固められた赤褐色ないし黒褐色の砂質粘土層があり、外方へ10~20cmばかり低くなった箇所が出土した。鋼矢板の西側の状態が詳らかでないので断定できないが、おそらく径数メートルの範囲に焼土状の踏み固められた遺構があるものと思われる。

そして、G9の北西端から南東端に、ほぼグリッドの対角線に沿って幅20~40cm、深さ15cmの溝が走り、その溝の東側に30cmの距りをおいて、それと平行に幅60~100cm、深さ20cmの溝が走っている。その溝はG9の北端において西側へ曲折するかのようであるが、不明確である。

この溝のほかに、この溝の周辺に大小のピットがあり、溝の中や床面には土師器・須恵器片が多く出土した。

上述の焼土状の踏み固められた遺構、2本の溝、大小のピット群とは調査範囲が限られているので推察の域をでないが、住居遺構に伴うものであることは確かである。年代は、G16・G17の建築遺構と同年代（5世紀後半）に位置づけられる。

## IV 出土遺物

本遺跡で出土した遺物は、多数の土師器・須恵器、少數の弥生式土器、瓦器・陶器・瓦片、そして土製品・木製品・自然木・植物性遺物（種子・葉・茎）と木製井戸枠1基、建築構造物などである。G7・G8第10層において採集し得た桃の核は30個をこえる。

本遺跡で出土した土器を遺跡の性格を考える上において、G7・G8第9・10層、G9、G10第7層～第10層、G15～G17第5層、全調査区域第3層～第4層に区分して考えてみる。弥生式土器は別項を設けて説明した。

### 1. G7・G8第9・

#### 10層の遺物

##### A 土師器

**壺形土器A** 1は口径16.3cm、腹径17.2cm、器高17.3cmで「く」字に外反する口縁部をもち、わずかに尖り底の球形の胴部をもつ壺形土器である。最大腹径の位置はやや上位にあり、底部は水平な床に甕をやっと据置くことのできる程度の平底風の底部である。

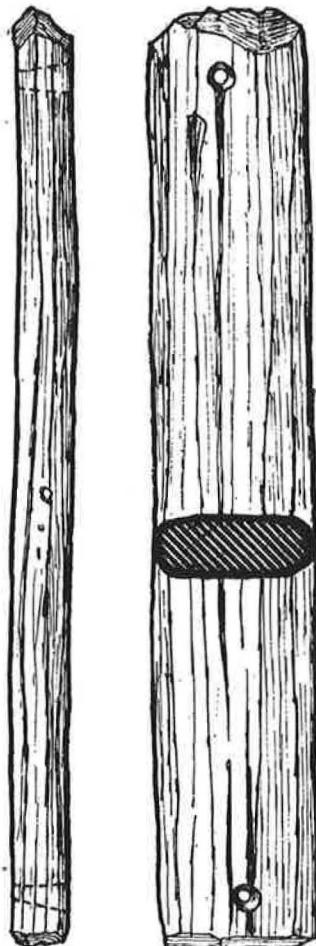
口縁部上面は刷毛目を施し、下面是ヨコナデを施す。口縁端はへラで外から押えて面を作り、上へわずかに肥厚させている。上腹部は叩目を左廻りに斜に施したのち、下腹部へ右廻りに刷毛目調整をおこなっている。胴部内面の上位3分の1はへラ削りにより器壁を薄く仕上げ、頸部に稜を作り、下位3分の2は指で平滑に仕上げている。

胴部外面の下方3分の2と口縁部下面には煤が甚しく付着し、甕の下方から煮焚の火がかかったことは明らかである。

2・3・4も「く」字に外反する口縁をもつ甕の口縁部である。それぞれ口縁部上面、下面を刷毛目あるいはヨコナデを施し、肩部に叩目を施している。肩部内面はへラ削りを施している。2は口縁端面に凹線を施し、わずかに上に肥厚させているが、3・4はそのような施しは行なわれていない。

**壺形土器B** 5は口径13.9cm、腹径18.9cm、器高20.2cmの「く」字に外反する口縁の口縁端に垂直な立上りをもち、その端部の外面に櫛描をほどこした口縁部をもつ壺形土器である。胴部の最大径は胴部の上から3分の1にあり、肩の張った胴部である。胴部の外面は頸部から底部へ縦に刷毛目調整をほどこし、内面は全面にへラ削りが行なわれている。口縁部の内面及び下面にはヨコナデが施されている。底部は丸みをもった平底風の仕上げである。胴部の下方からの煤の付着が甚だしい。

6・7はともに5と同じく口縁端に垂直な立上り、外面に櫛描を施す口縁部をもつ甕である。6は外面からの櫛描の押えが強いため



第9図 有孔木製品（縮尺1:1）

か垂直の立上りが外反りになっている。

**甕形土器C** 10は口径 16cm, 腹径 21cm, 器高 23cm の「く」字に外反する口縁部をもち, やや尖り底の球形に近い甕である。口縁部・胴部とともに外面は細かい刷毛による仕上げ調整が行なわれている。胴部内面はヘラ削りにより器壁を薄く仕上げ, 胴部外面の煤の付着が甚しい。

11・12も「く」字に外反する口縁部をもつ甕形土器である。主としてヨコナデによる仕上げを行なっている。色調はともに赤褐色を呈する。

**甕形土器D** 13は口径 16.8cm, 腹径 12.6cm, 器高 13.6cm で, Cと同様「く」字に外反する口縁部をもつ甕形土器であるが, 口縁部径と胴部径の比率が 3 分の 4 で, 大きく広がる口縁部をもつ。胴部は卵形で底部は丸底である。胴部外面はヘラ磨き, 内面はヘラ削りによる仕上げを行なっている。

**甕形土器E** 14は口径 14.8cm, 腹径 16.0cm, 器高 16.0cm で短かく丸く外反する口縁部をもつ甕形土器である。胴部は尖り底の球形をなし, 底部はおそらく平底状に作られたものであろう。口縁部・胴部ともに細かい刷毛による仕上げをおこない, 頸部にヨコナデを施す。胴部内面はヘラ削りにより器壁を薄くし, 輪積みのあとを残している。

**壺形土器A** 15は口径 10.1cm, 頸部径 4.7cm, 腹径 19.4cm, 器高 18.1 cm で, 扁球形の胴部に漏斗状に広がる口縁部をもつ壺形土器である。口縁は直口をなす。精良な粘土を使用して作られ軟質な焼成である。色調は黄灰色を呈している。

**壺形土器B** 16は口径 23.7cm, 頸部径 13.8cm, 腹径 40cm (推定) で, 届曲して広がる口縁部の端部から垂直に大きく立上る口縁部をもつ大型の壺である。器高はおそらく 50cm 以上になるであろう。口縁部・胴部外面は刷毛目による整形がおこなわれ, 胴部内面には指による圧痕が著しい, 粘土に砂粒を含み, きわめて軟質な焼成である。色調は黄灰色を呈し, 部分的に赤味をおびている。

**高杯** 17・18はそれぞれ口径 24.8cm, 23.0cm, 杯部の高さ 7.0 cm, 6.5 cm で平らな坏底部に真直ぐ外方に広がる口縁をもつ高杯である。杯底部と口縁部の継目の外面に凹線をほどこし, 段状の稜を作っている。17は内面に稜をもつが, 18は稜が不明瞭である。18は上部の径が 2.5 cm の中空の柱部を付着させた痕跡をのこす。と

もに内・外面にヘラ磨きによる成形がおこなわれている。

**小型器台** 19は口径 9.6cm, 杯部の高さ 2.5cm で浅い丸底の杯部に円錐形の柱部がついている。杯部の口縁端面に凹線を入れ、上部へわずかに肥厚させている。赤褐色を呈する精良な粘土を使用した土器である。

## 2. G9, G10第7・10層の遺物

### A 土 師 器

**壺形土器A** 21・22は「く」字に外反する短い口縁をもつ壺形土器である。肩部に叩目がほどこされ21はその内面にヘラ削りがおこなわれている。22は搔き削った跡がみられる。いずれもやや肩のはった土器である。

**壺形土器B** 23・24・25は「く」字に外反する口縁端に立上りをもち、その外面に櫛描きをほどこした壺形土器である。

**壺形土器C** 26～30は「く」字に外反する短い口縁をもつ壺形土器である。胴部外面は細かい刷毛目による成形、内面にヘラ削りがおこなわれ、器壁をとくに薄く仕上げており、26～29の口縁端はヘラあるいは指により仕上げた端面をもち、わずかに上部へ肥厚する。30は口縁端の下方に凹線をほどこしている。

26～28は暗褐色、29は灰白色、30は赤味を帯びた土器である。

**小型壺** 31は短い口縁部をもつ小型壺である。胴部外面に荒い刷毛目がほどこされ、頸部に一条の沈線がほどこされている。胴部内面に搔き削ったあとが著しい。

**小型丸底壺A** 32は小型の胴部に大きくまっすぐ広がる口縁をもつ壺である。胴部内・外面に指ナデによる成形、口縁をヘラ磨きにより仕上げている。33は厚みがあり、粗製で鉄分の付着がはなはだしい口縁部を欠く土器であるが、頸部・胴部の作りから、32と同様の小型丸底壺であろう。

**小型丸底壺B** 口径 8.2cm, 腹径 10.0cm 丸底の胴部に比較的短く広がる口縁部をもつ土器(図版19-34)である。鉄分の付着が甚しい。

**小型杯** 35は浅い杯にわずかに内湾して広がる口縁をもつ小型杯である。胴部・口縁部をヘラ磨きにより仕上げている。

36は砂粒の多い粘土を用いて作られた粗製の杯である。杯の内面に指のあとが著しく、底部を部厚く口縁部を薄く作っているので、比較的浅く口縁の整わない土器であろう。一種の師楽式土器であると考えられる。

**高杯** 37は杯部を欠くが、中空の柱部に曲線をえがいて広がる裾

部をもつ高杯である。38は同じく杯部を欠く。短い柱部に急に広がる平たい裾部をもつ高杯である。裾部に四孔を穿ち、胎土は乳白色である。松原市上田町遺跡出土の例と同じく、脚部を短く、丸底の杯部をもった高杯であろう。

#### B 須 恵 器

本地点第7層から第10層に出土した須恵器には良好な資料は少ない。41～44のような蓋杯、杯の資料が多く、42、43の資料はそれぞれ一例だけである。45のはう、46のように高台のついた小型壺まで混入していた。

### 3. G15～G17—第5層の遺物

#### A 須 恵 器

**蓋杯** 41～44は内弯する体部に垂直に立つ口縁がついた蓋杯である。杯上部と口縁との間に段がつく。41のように平たいつまみをつけたものがある。

**杯** 45～48は弯曲した底部にやや内傾する口縁部のつく杯である。口縁の立上りが高く、口縁端部は段状になっているか、内傾斜面をもつ、体部の外縁は鋭く外方へ引き出している。41～44とともに、杯内面は水引き、外面底部はヘラ削りの痕跡が著しい。

**無蓋高杯** 49は蓋と対にならない高杯の杯部で、脚部を欠く。弯曲した底部に垂直に近く広がる口縁部をもつ、比較的高い脚部がついていたらしく、底部についた痕跡の径が小さい。口縁部径11.5cmに対し、脚部径が3.7cmである。

**有蓋高杯** 50～54は45～48と製法・形式を同じくする杯部に、低い脚部のつく高杯である。基部から脚端へわずかに外反して広がり、3箇所に四角形の透孔を有する。

脚端は肥厚させて段を作っている。55、56はやはり、45～48と製法・形式を同じくする杯部に低い脚部のつく高杯である。基部から脚端へ外反して広がり、5つの円孔をめぐらしている。脚端の外・内面に凹線をひいている。

#### B 土 師 器

**壺形土器** 57～60は「く」字状に外反する短い口縁部をもつ壺形土器である。57・59のように頸部から口縁端へ内弯させたものが多い。胴部は刷毛目による成形が行なわれ、内面はヘラ削りをするか、指で平滑にしている。口縁部は主としてヨコナデがおこなわれている。赤褐色ないし黄褐色を呈するものが多い。

**壺形土器** 61は二重口縁をもつ壺形土器の口縁部である。外反する口縁部に、さらにもう一段外方に広がる口縁部をつけ、その継目に凹線をひいて段を作っている。内方にも稜を作っている。焼成はやや軟質で、精良な粘土を使用し、色調は黄褐色である。

杯 62は丸く弯曲した杯部に二重口縁をもつ杯である。赤褐色でヘラ磨きがおこなわれている。

小型器台 63は、浅い杯部に、その端から外反して立上る口縁部をもち、円錐形の脚部を付した器台である。赤褐色を呈し、ヘラ磨きのあとが著しい。

甌 は底部を欠く、やや外方に広がり、径 26cm の直口の口縁部をもつ甌である。焼成が軟質であるため完全に復原し得なかったが、腹部に角形の把手を 2 個付着させていることは明らかである。

#### 4. G 6～G 19—第 3～4 層の遺物

##### A 須 恵 器

65は蓋杯、66～71は杯の身である。60～68は口縁部の立上りが高いが、69～71は口縁部が内傾し、その立上りが低い。72は口縁部を欠くが、平瓶の胴部である。74は口径 16.2cm を計る大型甌である。口縁から胴部にかけて沈線と重複した波状文を施している。

##### B 土 師 器

73は平たい底部からわずかに広がる口縁部をもつ杯である。底部の内面・外面を指でなでて平滑にしているためか、わずかに凹凸がある。口縁部外面にヘラ磨き、口縁部外面にヘラ磨き、口縁端部内面に凹線一本をひいて、口縁端をわずかに肥厚させている。精良な粘土を用いて焼かれ、赤褐色を帶びている。杯底部に自然木葉の痕跡を付している。

#### 5. 土 器 の 考 察

##### A G 7・G 8 第 9・10 層 の 土 器

本地域で出土した土器のうち、Aグループ すなわち、1・4・5・6・10・14・15は G 8 南半の灰、植物層の上面で集中して出土した土器群であり、Bグループ すなわち、3・7・8・11・12・16・17・18は G 7 の中央部東壁寄りで集中して出土した土器群である。両土器群はともに須恵器を含まず、しかも、小型三種の土器を含まなかった土器群である点で布留式に先行する一括資料である。しかも、両土器群中には庄内式土器（本報告書一甌形土器 A）、酒津式土器（本報告書一甌形土器 B）が同伴している。また、G 8 北半で出土した建築構造物の包含層では C グループ、すなわち、2、9、13、19が出土した。C グループでは布留式と考えられる小型器台が混入しているが、その他は A、B グループと同様に布留式に先行する資料として考えることができる。

ここで、この布留式に先行すると考えられる本遺跡の G 7、G 8 第 9・10 層の土器群の内容をまとめると、

(1) 甌一庄内式の甌と酒津式の甌とは同伴し、このほかに胴部外面を刷毛目による成形をおこなった甌も同伴している。庄内式の甌の成形は必ずしも 1 のように肩部だけ叩き目をほどこしたものばかり

りでなく、胴部全面にわたって叩目による成形をおこなった土器のあることは、図版に掲載した以外の土器片の資料で知り得る。その底部も平底風あるいは丸底の底部のみでなく、8のように小さい平底をもつもの、9のように普通の平底をもつものも存在することが考えられる（9の土器は土師器でなく弥生第5様式の土器であって、G7, G8第9・10層に混入したものであるとも考えられるが、船橋KⅠ, VⅠや、松原市上田町第2層の出土例から考えて、庄内式・酒津式の甕に、このような平底の弥生第5様式に近い土器も同伴するものと考えたい）。

しかし、8・9の底部はともに叩目を有しているから、胴部全面を叩目による成形をおこなったものは小さい平底、あるいは普通の平底になるものと考えられる。また5, 14にしても完全な球形の胴部と丸底の底部でなく、胴部の肩が若干張り、底部が平底風になっている。すなわち、本遺跡G7, G8第9・10層の土器は胴部の肩が若干張り、底部が平底風となるのが主流をなしていると考えられる。

(2) 壺一壺の資料は少ない。15のように球形の胴部に直口の口縁をもつ土器は、この形に近いものが他の遺跡で出土しているから、一般的であると考えられる。しかし、16のように二重口縁をもつ大型土器のあることは新資料であろう。

15と甕と考えた13は外面をヘラ磨きで成形している。そして丸底である。このような丸底の不安定な土器が、布留式の小型丸底とそれを安定させる小型器台とのセットへと発展するのであろうか。

(3) 高杯一高杯の資料も少ない。船橋KⅠ, VⅠと同形式の高杯である。

G7・G8における第10層の包含層のレベルは北側に移行するにしたがって、上昇し暗褐色粘土層となり、G7・G8における第7～第10層に包含している年代の土器が、この暗褐色粘土層に攪乱した状態で包含している。したがって、ここにまとめた土器は庄内・酒津式の甕から、布留式の土師器、そして比較的新しい時期の土師器・須恵器まで混入している。

また、G9において暗褐色粘土層とその下層の青灰色粘土層を掘り込んで井戸を構築しているが、その遺構には、29・35・38などが包含し、須恵器片を全く包含していなかった。これらの土器群をわずかの資料であるが、井戸の構築年代をはかる布留式に属する単純な一括資料であると考えている。

前述のごとく41～48の須恵器群と57・60・64の土師器はG16北半からG17南半にかけて建築遺構の面に集中して出土した一括資料と

## B G9・G10第7～ 第10層の土器

## C G15～G17の土器

考え得るものである。

41～58の須恵器群は須恵器編年の上で古い形式に属するもので5世紀後半ごろに位置づけられる。この時期に57・60のような甕があり、64のような甕の出現があることは船橋遺跡の例で裏付けられているものである。

61～63の土師器は41～58の須恵器群と同伴したものではない。

これらの資料は、去る昭和43年6月に、東大阪市教育委員会の仕事として荻田・北野の両名と原田修君が実測図を作成しておいたものであるが、参考のためこの機会に紹介する。

## 意岐部遺跡出土遺物

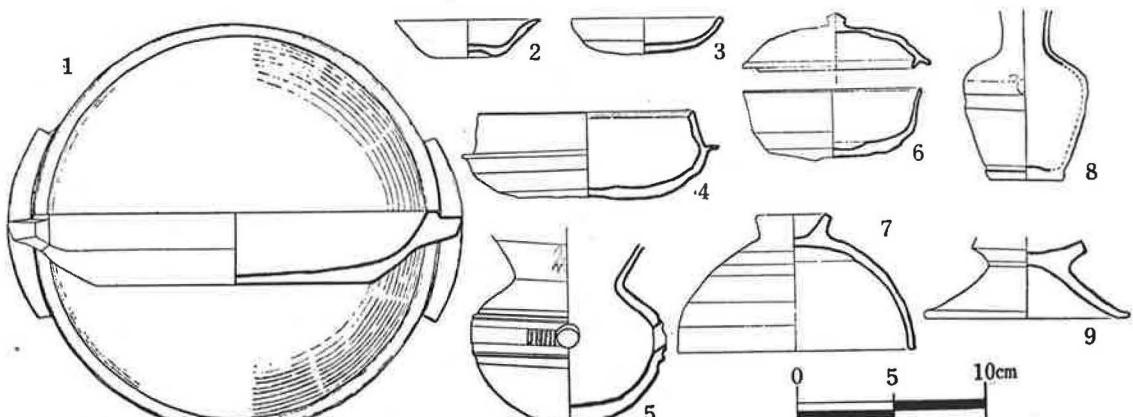
意岐部遺跡は東大阪市御厨にあり、旧楠根川の東方の通称東五百石、現意岐部中学校の敷地及び同校の北と東、そして本報告書の西岩田遺跡までをふくめると東西600m、南北200mの範囲に広がる。

昭和15年5月、同市新家の規矩一氏の祖父規矩一太郎氏、が同氏所有の田地の地揚げ作業をされていたところ、下記のような遺物が出土した。現在本遺物は、規矩一氏が所蔵されている。

- |              |              |              |         |
|--------------|--------------|--------------|---------|
| (1) 土師器 壺形土器 | (6) 須恵器 杯・蓋杯 | (第10図-6)     |         |
| (2) 須恵器 杯    | (第10図-4)     | (7) 須恵器 長頸壺  | ( " -8) |
| (3) 須恵器 はそう  | (第10図-5)     | (8) 須恵器 合子蓋  | ( " -7) |
| (4) 土師器 高杯   | (第10図-9)     | (9) 土師器 燈明皿  | ( " -3) |
| (5) 石製模造品    | (第10図-1)     | (10) 瓦 器 燈明皿 | ( " -2) |

以上であるが、(1)のように4世紀、(2)・(3)のように5世紀後半と考えられるものから、(6)・(7)・(8)・(9)・(10)のように9～10世紀と考えられるものまである。

これらの遺物を見ると、今回調査した西岩田遺跡と共に性格をもっていることがわかる。



第10図 意岐部遺跡の出土遺物 <東大阪市新家、規矩一氏所蔵> (1/4)

## V ま と め

さて、西岩田遺跡は、水田あるいは畑の面に散布する範囲から考えると、東西 600m、南北 200m の細長い遺跡である。今回の調査地点はその東端にあたる。

今回調査した遺跡の南北の範囲は約 130m であったが、本遺跡をその包含層と遺構の状態から次の 4 つの時期に分けて考えることができる。

第一は古墳時代初頭、酒津式・庄内式併行の時期である。この時期は本遺跡の最下層の青灰色粘土層あるいは暗褐色粘土層中にあり、この時期の遺構を検出することはできなかったが、良好な土器資料と建築構造物を検出することができた。遺跡の南半にのみ分布している。

第二は布留式一小若江 I 式併行の時期である。この時期の包含層は第三の時期の包含層と攪乱しているため、明確な遺構を検出することができなかったが、G 9 で検出した井戸の遺構は確実にこの時期の遺構である。遺跡の北半にも分布し、全域にこの時期の遺構があったと考えられる。

第三は古墳時代—5 世紀末の時期である。遺跡の北半に建築遺構南半に溝・大小のピット群。踏み固められた焼土状の遺構が出土した。北半の遺構の南側で出土した須恵器・土師器群のほかは遺物が細かく破碎された状態であった。

第四の時期は古墳時代後期から歴史時代である。古い時期の須恵器から新しい時期の須恵器・土師器・瓦器片・古瓦片・摺鉢片までそれらの遺物は細かく破碎され、攪乱した状態であった。

以上のことから西岩田遺跡は、古墳時代初頭から遺跡の南半に住み始め、布留式の時期に全域に住むようになり、歴史時代に至ったと考えられる。良好な資料が得られなかったが、鎌倉・室町時代ごろまでの遺物が含まれているから、ごく新しい時期まで遺跡の範囲に集落があったと考えられる。

河内平野の中央部における、古墳時代の遺跡としては、西岩田遺跡の西北 3.5 km の御厨みくりや（西堤）遺跡、南方 0.7 から 1.5 km にわたる瓜生堂遺跡・若江北遺跡、西南方 2 km の小若江遺跡、南方 5.5 km の友井東遺跡、さらに南方の八尾市域では東郷遺跡、小阪合遺跡などがあり、これらの遺跡は西岩田遺跡とともに、古墳時代の集落のあったところであり、河内地方における古代集落の発達と古代氏族の消長を知る上において重要な遺跡である。

今回の調査でもう一つ重要な知見として、弥生第5様式に続く古墳時代初頭の土器として、布留式に先行する庄内式土器<sup>1)</sup>と、瀬戸内中央部の形式の土器である酒津式の甕とは畿内各地で出土することは知られているが、その庄内式土器と、酒津式土器との関連は、はっきりされていなかった。しかし、本遺跡において、平底風の酒津式の土器が庄内式の土器と同伴する実例が示されたことである。

また、平底の叩目を有する底部片も同伴することは船橋K I<sup>2)</sup>、松原市上田町第II層<sup>3)</sup>の形式とともに、弥生後期と庄内式の間隙を埋める資料の実例を追加したものと言うことができる。

最後に、西岩田遺跡の所在する地域の周辺に若干の考察を加えてしめくくりとしよう。

本遺跡の所在する東大阪市西岩田付近一帯は、河内平野のほぼ中央部に位置している。現在でも標高5～6mという低平な土地であるが、古代においては、今回の調査の結果明らかになった通り、その地表面はさらにそれよりも下に存在していたのである。

古代以来、江戸時代宝永元年(1704)の付替に至るまで、大和川は柏原より数本に分かれて北流していた。本遺跡の所在しているところは、その本流の一つの現在の玉串川と楠根川の中間に当たり、八尾市弓削から東大阪市若江に向かって延びる低平な台地の突端に位置している。今回の調査によって検出した古墳時代乃至歴史時代の遺構面や、その中間に堆積している土層を見ても、この遺跡の所在する付近一帯の環境は、一面の沼沢地であったものと想定することができる。葦が生い茂り、静かに波の打ち寄せる入江の岸辺の一隅に集落が存在していたのであろう。

ところで、現在の八尾市から東大阪市の中央部、すなわち楠根川の西岸と玉串川に至るまでの地域は、古代において河内国若江郡に属していた。また付近には『延喜式』卷九の神名帳にのせられたいわゆる式内社が分布している。まず本遺跡の東南700mの岩田町には、誉田別命・帶仲彦命・息長帶姫命を祀る石田神社、その南1.6kmの若江南町には、大雷火明命・帶仲彦命・息長帶姫命を祀る若江鏡神社が、さらに西方3.5kmの川俣には、彦坐命を祀る川俣神社がそれぞれ所在している。角川源義博士は、これら三つの式内社を祭神とのつながりから、和邇氏との関係においてとらえられている<sup>4)</sup>。

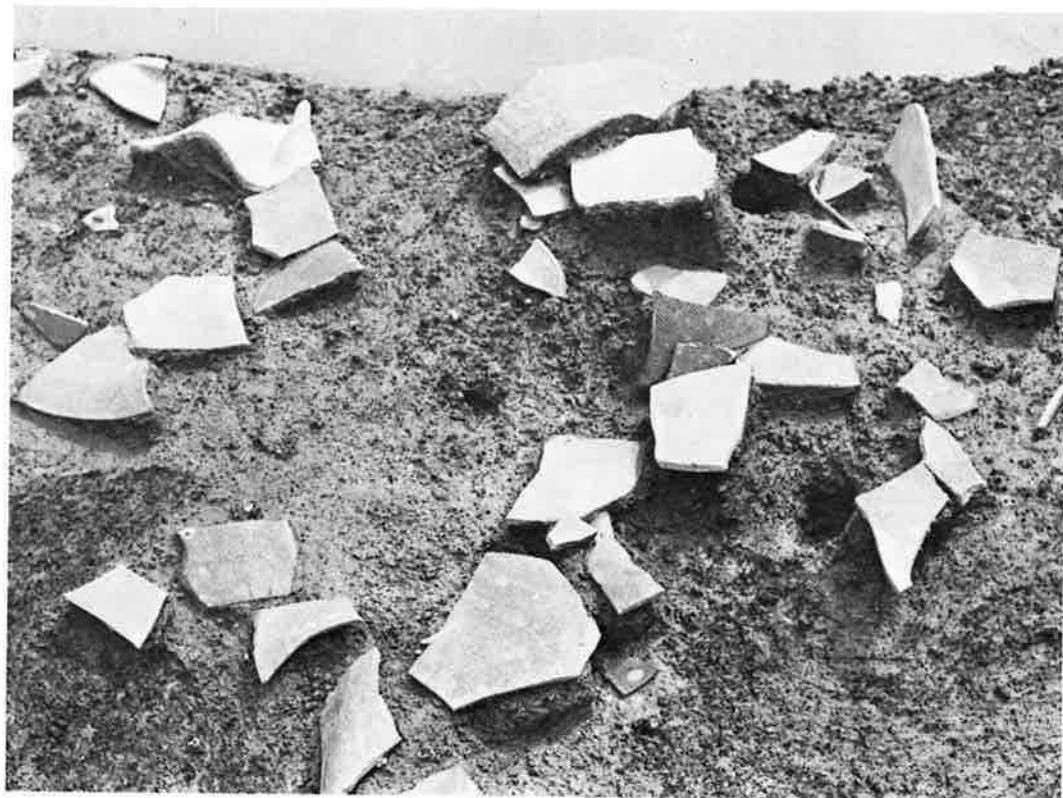
若江郡の式内社としては、いま一つ意岐部の地名のもとになった

意岐部神社がある。現在この名をもつ神社はなく、長田の長田神社または御厨の天神社がそれに当たるものといわれている<sup>5)</sup>が、確証はない。意岐部の名称が何を意味するものかについても明らかでないが、意岐部を称する氏族の存在を考えることもできる。そうした場合、この西岩田遺跡は、意岐部と呼んでいた地域に近く、本遺跡とのつながりが考えられる。現在の段階においてはこれを裏付ける資料は乏しいが、いずれ近い将来に予定されている本遺跡のより広範囲の調査や、周辺地域の文献史学的研究の成果と相俟って解明される時が到来することであろう。

- 1) 田中琢氏「布留式以前」(『考古学研究』46, 昭和40年9月)
- 2) 『河内船橋遺跡出土遺物の研究』(『大阪府文化財調査報告書』第9輯)
- 3) 原口正三氏「大阪府松原市上田町遺跡の調査」(『大阪府立島上高校研究紀要』昭和43年所収)
- 4) 角川源義氏「まぼろしの豪族和邇氏」(『日本文学の歴史』第1巻所収, 昭和42年5月)
- 5) 『布施市史』第1巻(昭和37年12月)

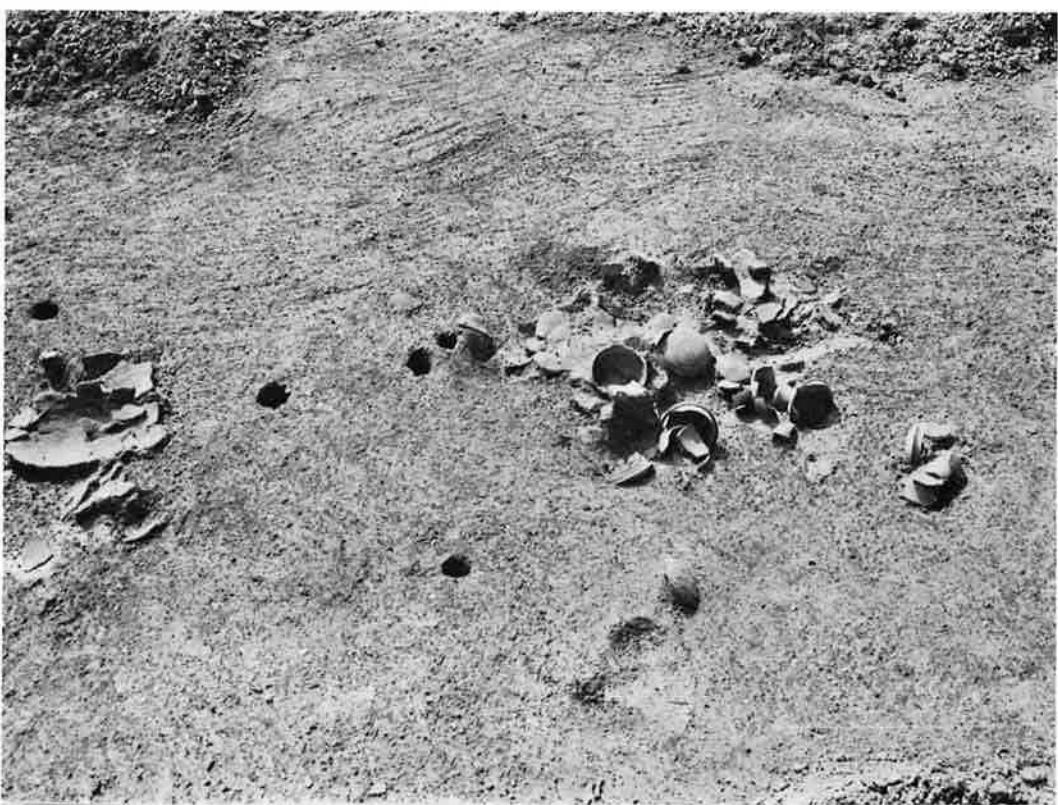


図版二 大形甕出土状態 (G 16・17)

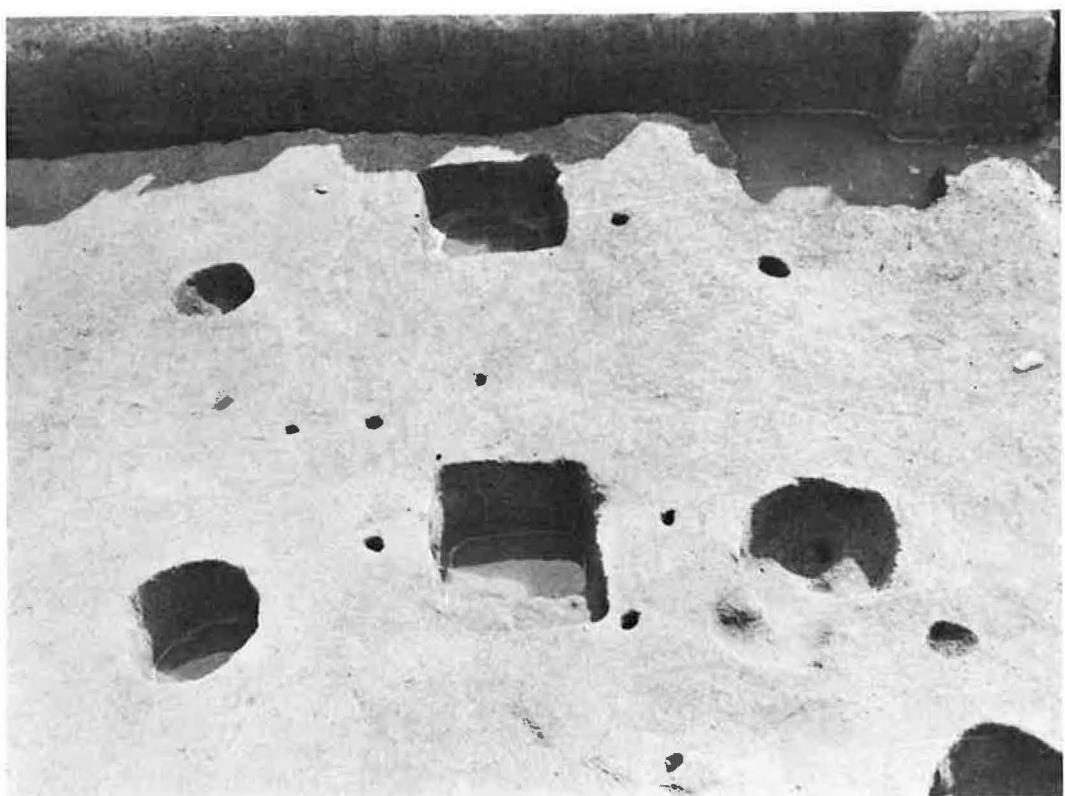




圖版四 須惠器・土師器出土状態 (G16)









図版八 溝状遺構検出状態 (G8)



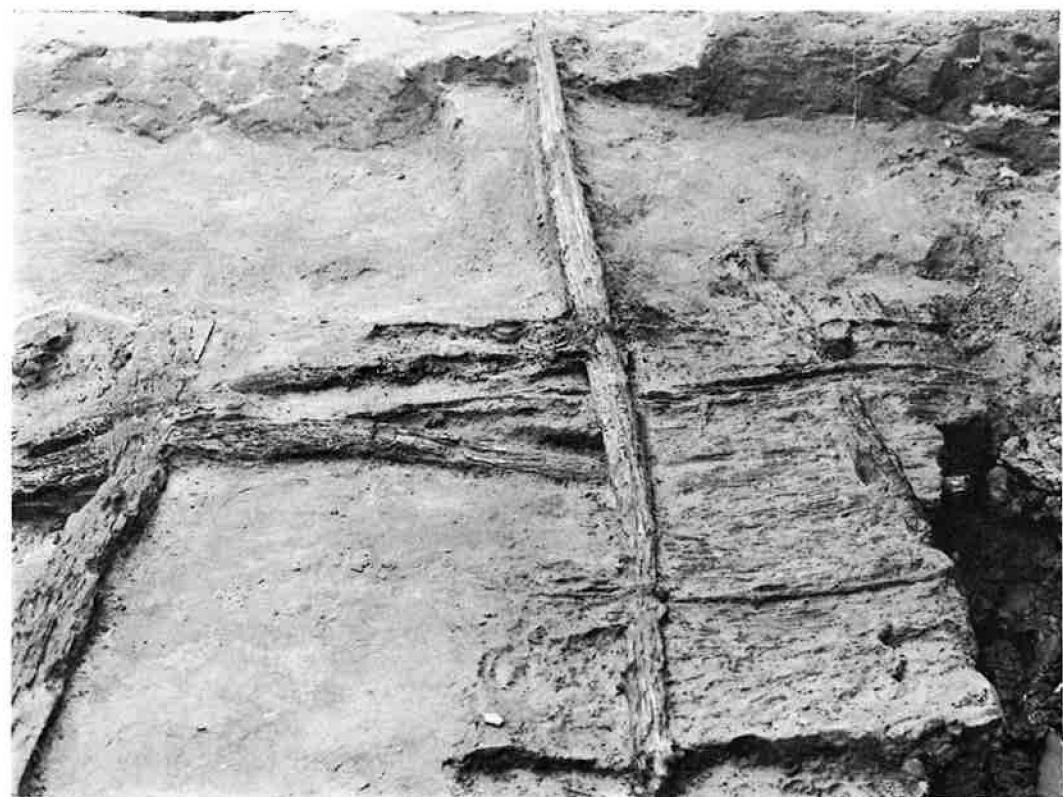
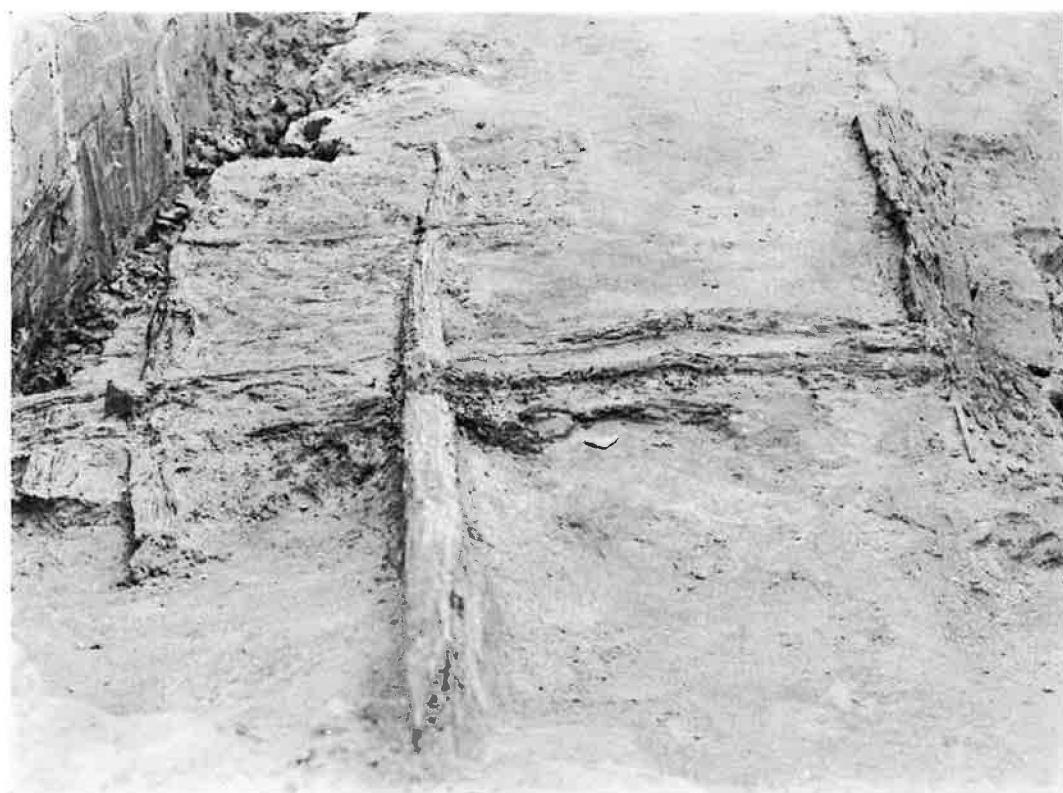
図版九 井戸遺構検出状態 (G9)



図版一〇 庄内式土器・有孔木製品出土状態 (G8)













1

2



3

1—(1)

2—(5)

3—(13)

4—(73)

( ) 内の番号は実測図と対照



1—(41)

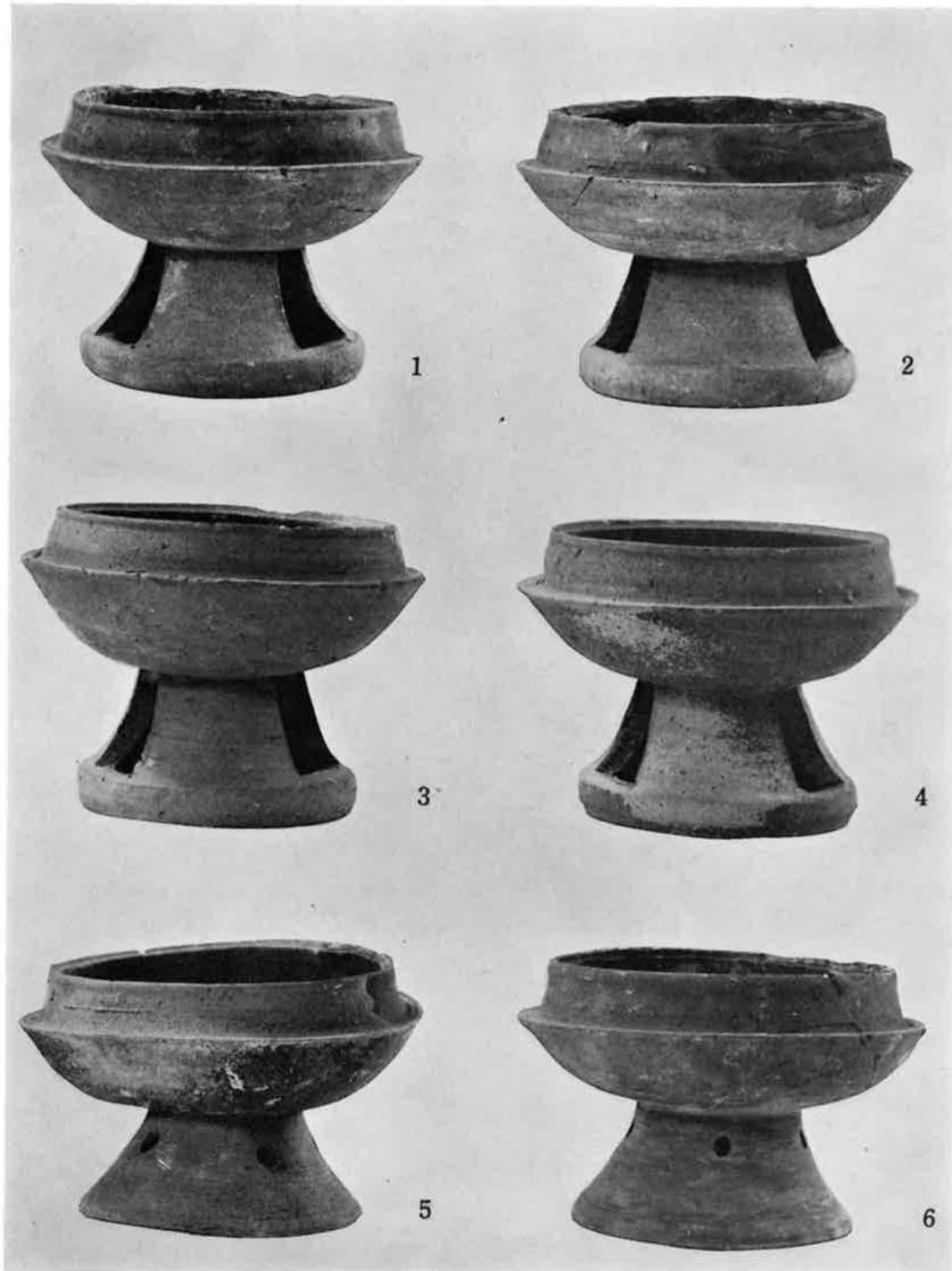
2—(42)

3—(45)

4—(46)

5—(48)

( ) 内の数字は実測図と対照

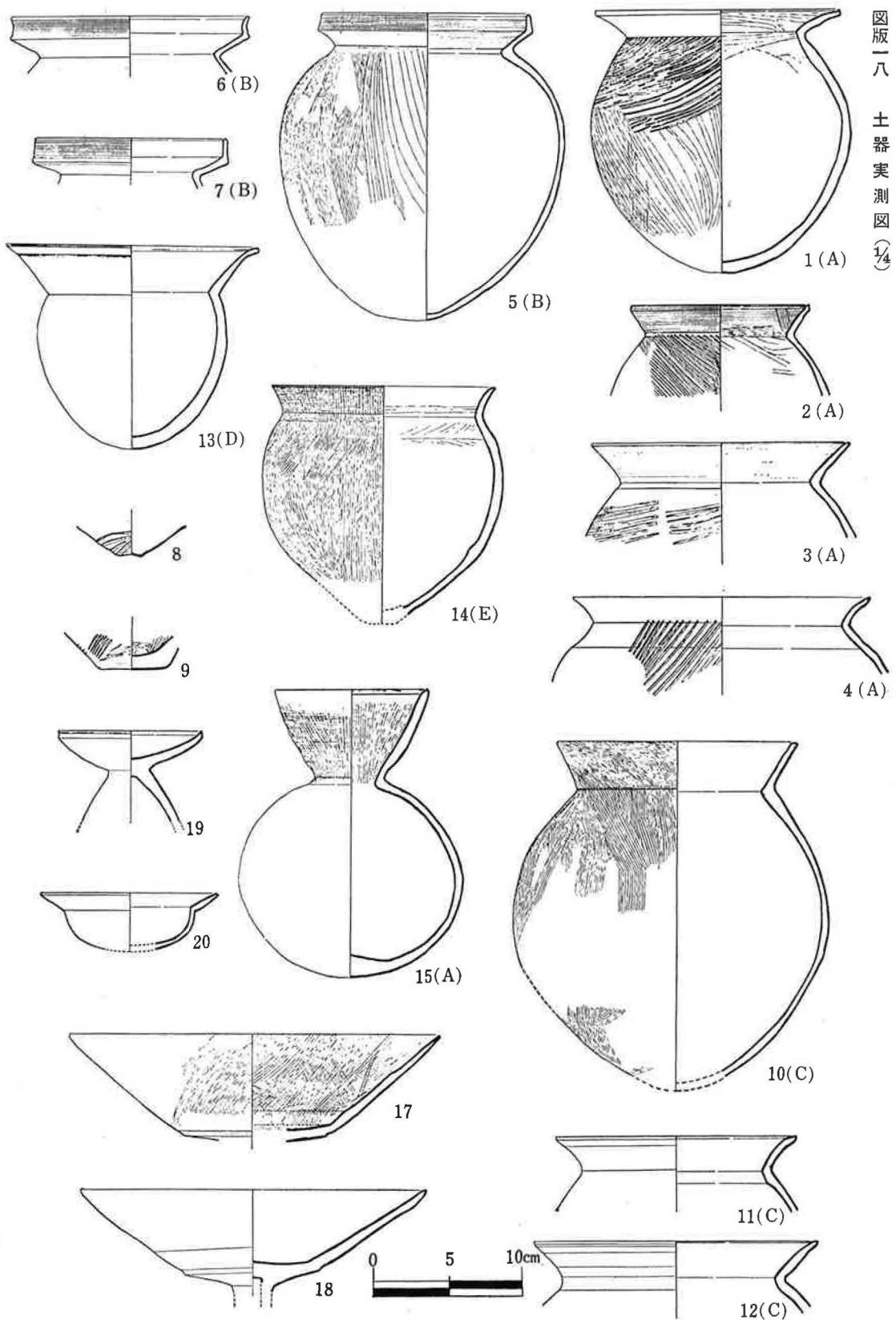


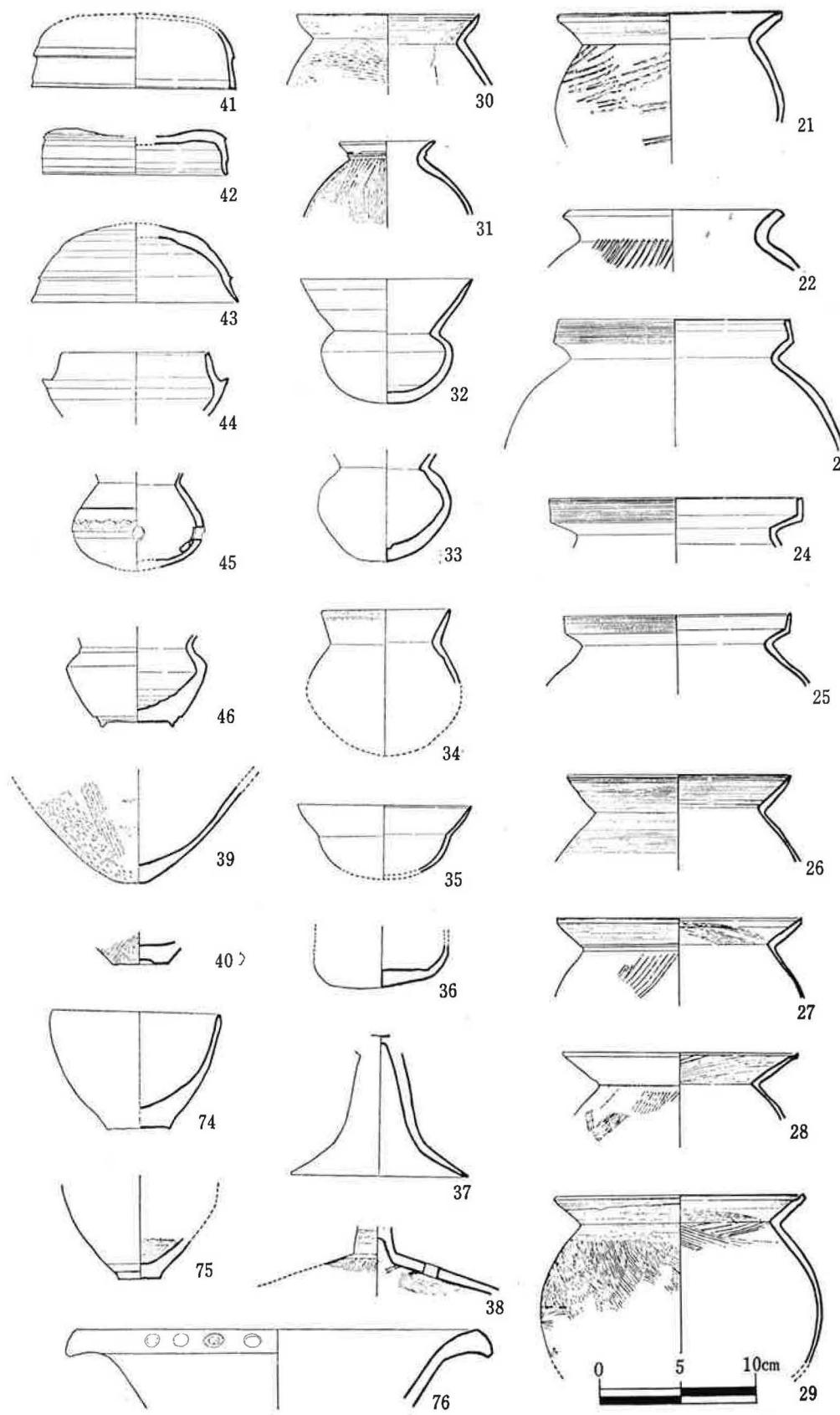
1—52 4—50

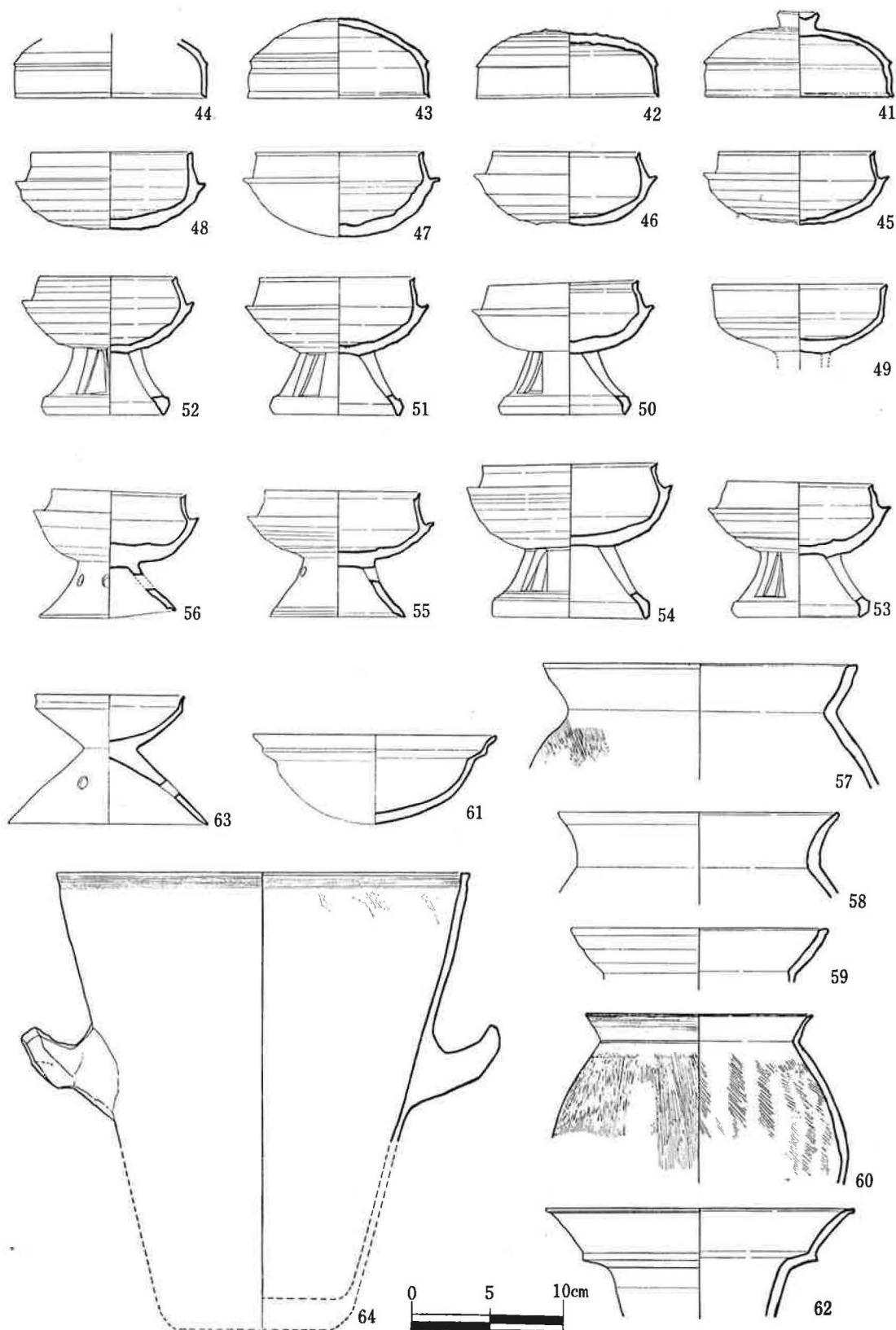
2—54 5—56

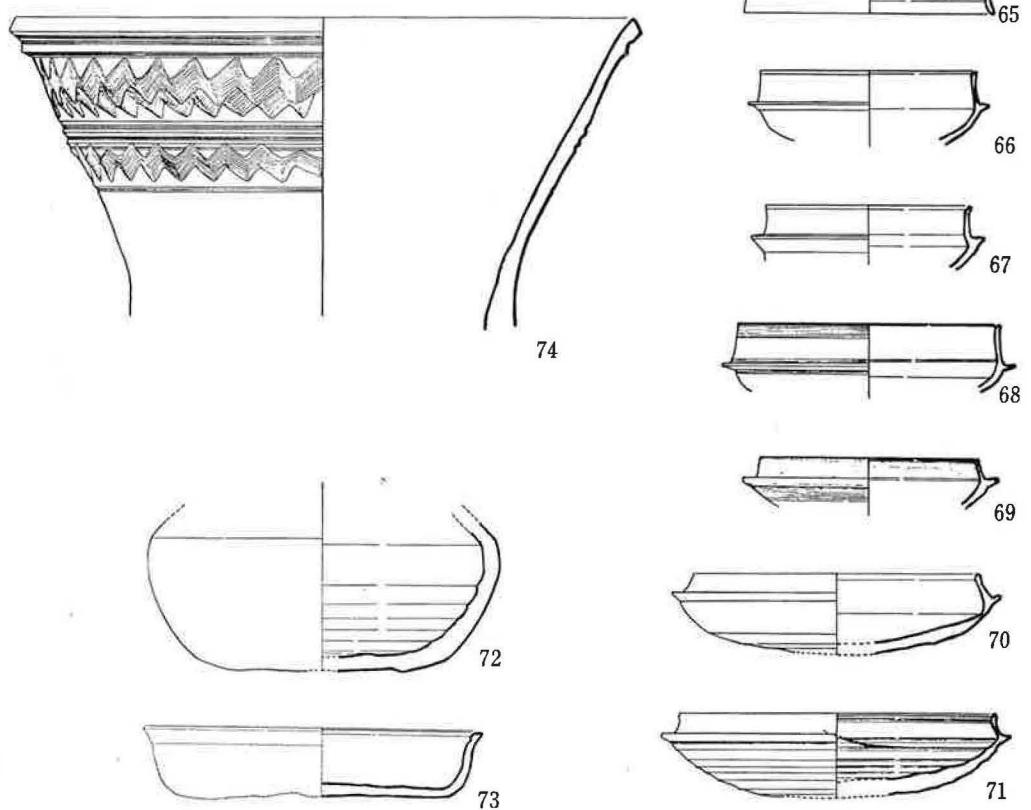
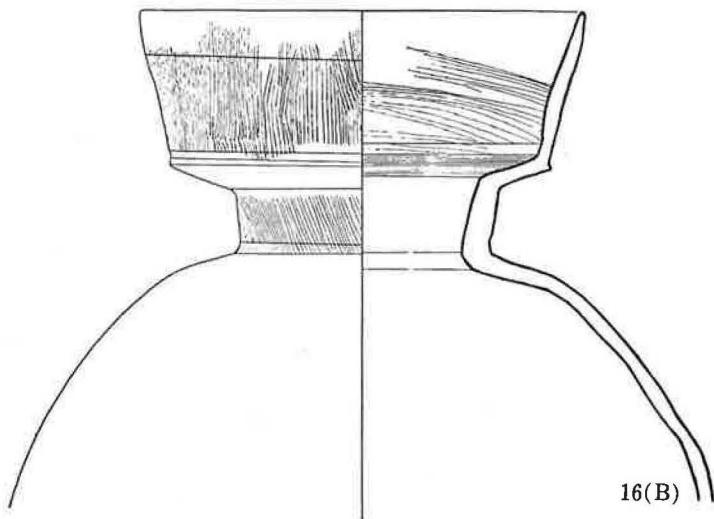
3—53 6—55

( ) 内の数字は実測図と対照









0 5 10cm

図版二三 溝状遺構検出状態平面図

